

年末年始の国内外旅行の新型コロナウイルス対策のための規制強化(新型コロナウイルス対策ユニットによる回章)

令和2年12月21日
在スラバヤ総領事館

- インドネシア政府新型コロナウイルス対策ユニットは、年末年始の新型コロナウイルス感染拡大予防のため、12月19日から明年1月8日の間の国内外の旅行に係る保健プロトコル強化に関する回章を発出しました。
- 国内旅行については、バリ島への入域、ジャワ島への入域及び空路及び鉄道によるジャワ島内の移動に当たり、3日(72時間)以内の新型コロナウイルス迅速抗原検査陰性証明書の提示が義務付けられるとされています。
- 外国からインドネシアへの渡航には、到着前3日(72時間)以内のPCR検査陰性証明書の提示に加え、到着時にも空港でPCR検査が行われるとされています。現時点で運用の開始は確認されていませんが、詳細判明次第、追ってお知らせいたします。

1. 12月20日、インドネシア政府新型コロナウイルス対策ユニットは、年末年始の新型コロナウイルス感染拡大予防のため、国内外の旅行に係る保健プロトコルの徹底・強化を定めた19日付回章を発出しました。

2. 具体的な措置のポイントは、以下とされています。

(1)実施期間

2020年12月19日～2021年1月8日

(2)国内外の移動・旅行

マスク着用(鼻と口を覆うこと)、距離を保つこと、密を生じさせないことが義務付けられています。

(3)国内移動

ア 空路でバリ島に入域する者は、出発前7日以内のPCR検査陰性証明書を提示する必要があり、バリ島に空路以外で入域する者は、出発前3日以内の迅速抗原検査陰性証明書の提示が求められます。

イ 空路でジャワ島内都市発着で移動する者及び鉄道でジャワ島内(州・県・市間)を移動する者には、出発前3日(72時間)以内の迅速抗原検査陰性証明書の提示が義務付けられています(当館注:ガルーダ航空の案内では出発前3日(72時間)以内のPCR検査陰性証明書についても抗原検査結果に代えて利用可能とされています。必要に応じ航空会社等にご確認ください。)。また、鉄道以外の陸路公共交通機関又は私有車で移動する者には、出発前3日以内の迅速抗原検査を受検することが呼びか

けられています。一方、e-HACの入力は、鉄道以外の移動をする場合に義務付けられています。

ウ 11歳以下の子どもは、PCR検査及び迅速抗原検査が免除されています。

エ ジャワ島内においてジャカルタ首都圏等同一都市圏内の移動に際して、迅速抗原検査結果証明書の提示の必要はありません。

オ バリ島及びジャワ島以外では、既存の規則に沿った上で、迅速抗体検査でも可とされています。(当館注:航空会社のホームページ等によれば、バリ島及びジャワ島以外でも、入域に際して迅速抗体検査以外の検査を求めている地域もありますので、国内移動に際しては、訪問先の地方政府の方針等を参照してください。)

カ 迅速抗原検査または迅速抗体検査で陰性・反応なしであっても症状がある場合、旅行は続けてはならず、PCR検査を受検して結果が出るまで自主隔離することが義務付けられています。

キ 当館管轄内で迅速抗原検査が可能な病院と把握する病院は以下の当館HPをご参照ください。

スラバヤ市周辺及びマラン <https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100039212.pdf>

南、東、北カリマンタン <https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100054524.pdf>

(4) 海外からの渡航

ア 海外からの渡航者は、到着時に3日(72時間)以内のPCR検査陰性証明書を提示し、e-HACに入力しなければなりません。

イ インドネシアに到着後、検疫当局による体温測定、e-HACに入力された有効期間3日以内の健康証明書の確認に加え、PCRの再検査を行う。PCR検査の結果が出るまで、インドネシア人は政府指定の隔離施設で待機し、外国人は、政府が認定した宿泊施設で、自費で待機しなければなりません。

3. 日本からのインドネシア入国に際し、これまで7日以内のPCR検査陰性証明書提示のみが求められていましたが、同回章により、3日以内に行われたPCR検査の陰性証明書の提示が必要となり、加えて、インドネシア到着後に追加的なPCR検査及び結果が判明するまでの待機が求められる可能性があります。現時点で、運用の開始は確認されていませんが、開始日も含め運用状況を調査中です。詳細判明次第、追ってお知らせいたします。

4. この期間、インドネシア国内の移動を伴う旅行を計画されている方やインドネシアに入国予定の方については、十分ご注意ください。(了)